

このページは白紙です。

2 - 3 所得種類別状況

(1) 所得種類別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額		申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの	人	外			
事業	営業等所得	122,499	2,764	15,961	2,601,785	465,527,604	32,164,192
	農業所得	5,750	7,751	30,354	2,523,687	24,918,823	626,399
	計	128,249	10,515	46,315	5,125,472	490,446,427	32,790,591
利子所得	39	-	-	517	-	290,395	7,654
配当所得	346	-	-	17,793	-	16,843,049	585,645
不動産所得	46,217	2,628	86,175	1,439,210	1,439,210	268,955,332	17,541,518
給与所得	184,077	-	49,041	-	-	1,014,710,755	31,363,291
総合譲渡所得	173	1,056	1,269	785,395	785,395	2,141,413	291,322
一時所得	4,055	-	22,301	-	-	27,525,683	1,505,270
雑所得	82,272	-	98,315	-	-	225,789,335	3,493,138
(損益通算による差額)	-	-	-	8,117,496	8,117,496	4,265,200	-
合 計	445,428	14,199	321,726	15,467,573	2,050,967,588	87,578,429	
分離短期譲渡所得	82	91	313	-	-	910,209	155,019
分離長期譲渡所得	8,231	139	2,685	-	-	116,282,790	19,413,169
株式等の譲渡等所得	330	-	614	-	-	10,031,134	1,863,381
山林所得	66	7	206	-	-	433,723	14,770
退職所得	301	-	577	-	-	4,632,113	86,403
総 計	454,438	14,436	326,121	15,467,573	2,183,257,557	109,111,171	

調査対象 平成13年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成14年3月31日

- (注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。
 なお、「所得金額」は「主たるもの」及び「従たるもの」の区分することなく、各種類ごとの金額の合計を掲げた。
- 2 外書は、損失額のあるものの人員及びその損失額である。
- 3 所得金額は、特後所得（青色事業専従者控除等青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の所得金額をいう。）で示している。

(2) 人員の累年比較

区 分	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年
	人	人	人	人	人
事業 { 営業等所得	205,346	130,544	164,342	150,401	138,460
事業 { 農業所得	50,148	37,582	40,292	34,886	36,104
事業 { 計	255,494	168,126	204,634	185,287	174,564
利子所得	757	640	659	662	556
配当所得	24,003	20,430	19,221	20,319	18,139
不動産所得	146,727	125,341	138,756	136,481	132,392
給与所得	274,373	230,078	243,776	238,657	233,118
総合譲渡所得	1,550	1,055	1,144	960	1,442
一時所得	30,343	32,320	30,575	24,058	26,356
雑所得	190,398	145,981	187,591	184,023	180,587
分離短期譲渡所得	485	359	390	380	395
分離長期譲渡所得	16,176	13,448	12,650	12,358	10,916
株式等の譲渡等所得	1,475	1,210	1,651	1,261	944
山林所得	722	363	414	331	272
退職所得	292	370	676	650	878
合 計	942,795	739,721	842,137	805,427	780,559

(注) 人員は、「主たるもの」と「従たるもの」との合計人員によった。

(3) 所得金額の累年比較

区 分	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
事業 { 営業等所得	635,995	473,933	511,304	490,868	465,528
事業 { 農業所得	31,558	32,029	29,052	23,939	24,919
事業 { 計	667,553	505,962	540,356	514,807	490,446
利子所得	470	402	420	386	290
配当所得	18,826	15,859	14,280	17,187	16,843
不動産所得	277,060	254,993	268,331	271,383	268,955
給与所得	1,199,089	1,108,728	1,043,702	1,037,105	1,014,711
総合譲渡所得	2,213	1,332	1,474	1,147	2,141
一時所得	25,901	31,965	27,135	23,327	27,526
雑所得	240,650	185,723	238,015	235,045	225,789
損益通算による差額分	1,187	1,160	1,192	1,461	4,265
分離短期譲渡所得	1,252	806	1,034	865	910
分離長期譲渡所得	199,792	164,958	145,278	142,371	116,283
株式等の譲渡等所得	10,913	8,646	15,795	11,467	10,031
山林所得	1,055	493	553	568	434
退職所得	1,696	2,035	3,833	3,582	4,632
合 計	2,647,656	2,283,064	2,301,396	2,260,700	2,183,258

(4) 業種別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額	申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの				
	人	外	人	外	千円	千円
営 業 等 所 得						
畜 産 水 産 業	3,770	131	753	64,422	14,320,086	787,433
医 療 保 健 業	5,146	40	367	85,090	88,301,692	13,027,989
弁 護 士、税 理 士、建 築 士 等	1,753	102	462	53,621	17,448,148	1,630,483
そ の 他 の 庶 業	19,350	313	4,163	151,605	55,576,290	2,289,182
各 種 商 品 小 売 業	15	-	2	-	56,141	4,547
飲 食 料 品 小 売 業	4,431	313	1,014	286,801	12,389,928	564,395
繊 維、身 ま わ り 品 小 売 業	1,326	91	173	97,243	3,503,885	178,154
家 具 小 売 業	84	12	16	21,402	265,599	9,270
雑 貨 類、日 用 具 類 小 売 業	3,409	182	497	182,347	11,346,585	596,133
機 械 器 具 小 売 業	1,880	57	165	39,533	5,663,532	234,569
そ の 他 の 小 売 業	1,948	171	1,021	126,575	6,323,126	336,690
料 理 飲 食 業	11,318	313	934	383,366	25,733,786	1,115,151
卸 売 業	2,378	90	275	138,123	8,218,621	504,616
製 造 小 売 業	2,263	47	163	40,781	7,499,421	381,060
製 造 卸 売 業	2,242	65	238	97,576	7,459,592	381,116
受 託 加 工 業	3,969	66	429	108,711	12,508,837	609,452
修 理 業	3,541	35	232	30,486	11,763,283	535,491
サ ー ビ ス 業	14,142	257	1,107	289,408	37,932,437	1,912,466
建 設 業	29,650	128	977	143,711	107,192,879	5,301,171
そ の 他 の 営 業	9,884	351	2,973	260,983	32,023,736	1,764,825
合 計	122,499	2,764	15,961	2,601,785	465,527,604	32,164,192

(注) 「(1)所得種類別内訳」の営業等所得について、業種別の内訳を示したものである。

- 用語の説明
- 1 「その他の小売業」には、燃料、化学薬品類、古物、花、植木、みやげ物、たばこ小売業等が含まれる。
 - 2 「その他の営業」には、運送業、金融業、不動産業、林業、鉱業、保険代理業等が含まれる。
 - 3 「畜産、水産業」には、畜産業、漁業、水産養殖業が含まれる。
 - 4 「医療保健業」には、病院、診療医、療術師(はり師、きゅう師、あんま、指圧師等)、獣医、助産婦、歯科技工師等が含まれる。
 - 5 「弁護士、税理士、建築士等」には、弁理士、公証人、司法書士、行政書士、公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等が含まれる。
 - 6 「その他」には、文筆家、作詞家、作曲家、美術家、工芸家、芸能関係者、職業選手、棋士、外交官、諸教授、学校経営、速記者、技能工、職人、ホステス、易者等が含まれる。